

下請中小企業振興法・振興基準について

平成28年10月
中小企業庁

1. 下請中小企業振興法の制定

- (1) 下請企業は、「下請」という特殊性から、受注が不安定、資本蓄積が乏しい、機動的な設備投資が困難等の多くの問題を抱えていたが、昭和40年代に入り、国内産業の高度化・国際化が急速に進展したこと等に伴い、こうした諸問題が顕在化し、下請企業の体質強化が喫緊の課題となっていた。
- (2) このため、従来からの「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年制定、以下「下請代金法」という。）による下請取引の適正化の推進に加え、下請企業の体質強化に果たすべき親企業の役割や、下請事業者としての努力の方向性、下請企業振興協会による取引あっせん等の支援措置等を盛り込んだ「下請中小企業振興法」（以下「下請振興法」という。）が昭和45年に制定された。
- (3) 下請振興法は、制定以来、主として製造業を対象としてきたが、その後の経済のサービス化を踏まえ、平成15年6月に法改正が行われ、サービス業が追加された（下請代金法と同時期に同様の改正を実施）。
- (4) 平成25年6月に法改正を行い、現行の「振興事業計画」に加え、下請中小企業が連携し、自ら企画・提案力を高め、自立的に取引先の開拓を図る取組を国が認定し、支援を行う「特定下請連携事業計画」を新たに創設した。

2. 下請中小企業振興法の概要 ①

下請振興法は、下請中小企業の経営基盤強化を促進するための措置を講ずるとともに、下請企業振興協会による下請取引のあっせん等を推進することにより、下請中小企業の振興を図り、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするもの。

(1) 親事業者、下請事業者の定義

親事業者【第2条第2項】

下請事業者より、資本金、出資金
(個人の場合は従業員数)
の大きな事業者

継続的に行われる、
①物品の製造委託
②製造のための設備、器具の製造委託または修理委託
※自らが業として製造・修理を行わない場合も含む
③修理委託
④情報成果物作成委託
⑤役務提供委託

下請事業者【第2条第4項】

【製造業・建設業・運輸業等】
3億円以下又は300人以下（個人含む）

【サービス業】
5,000万円以下又は100人以下（個人含む）

【ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く)】
3億円以下又は900人以下（個人含む）

【ソフトウェア業又は情報処理サービス業】
3億円以下又は300人以下（個人含む）

【企業組合及び協業組合】

(2) 特定親事業者、特定下請事業者の定義

特定下請事業者…下請事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるものにあるもの。

特定親事業者…特定下請事業者についての当該特定の親事業者。

2. 下請中小企業振興法の概要 ②

(3) 特定下請連携事業の定義

2以上の特定下請事業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能等）を有効に活用して、新製品の開発や新たな生産方式の導入等の新事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引その他の取引を開始し、又は拡大し、特定下請取引への【依存の状態】の【改善を図る】事業。

特定下請取引への【依存の状態】
とは…？

下請事業者の前事業年度又は前年度における一の特定親事業者への取引依存度が20%以上の割合である状態をいう。

依存の状態の【改善を図る】
とは…？

事業計画期間内に特定親事業者への取引依存度を年1%以上低下させることを目標として行う事業。（振興基準）

(4) 下請振興法の4つの柱

- ① 下請企業と親企業によるべき基準として経済産業大臣が定めた「振興基準」及びそれに係る指導・助言。
- ② 下請企業が組織する特定下請組合等と親企業が協力して作成する「振興事業計画」。
- ③ 2以上の特定下請事業者が連携し、互いの経営資源を有効に活用することで、企画・提案力を向上させ、自主的に取引先の開拓を図っていく「特定下請連携事業計画」。
- ④ 都道府県の下請企業振興協会が実施する「取引あっせん」や「苦情紛争に対する相談、調停」等。

「特定下請連携事業計画」と支援措置

(1) 特定下請事業者（※1）は、他の特定下請事業者等と有機的に連携し、新製品の開発や新たな生産方式の導入等の新事業活動を行うことにより、既存の親事業者以外の者との取引を開始・拡大することで、特定の親事業者への依存の状態の改善を図る「特定下請連携事業計画」を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。（第8条第1項）

※1：下請事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態として経済産業省令（※2）で定めるもの（以下「特定下請取引への依存の状態」という。）にあるものをいう。

※2：前事業年度又は前年度において一の特定親事業者への取引依存度が20%以上の下請事業者。

平成28年10月現在、123計画が認定されている。

(2) 計画認定を受けた者は、別途審査の上、以下の支援を受けることができる。

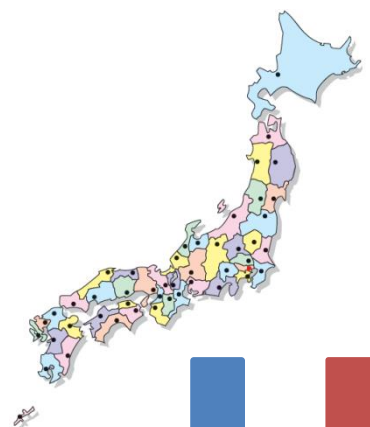
下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金 28年度予算 3.9億円

【下請中小企業自立化基盤構築事業】（補助上限額 2,000万円、補助率2/3）

※下請中小企業等の連携グループが、メンバー相互の経営・技術のノウハウを活用して行う自立化のための取組に対し、試作及び開発、展示会出展、設備購入等の費用を補助するもの。

- 消費税の転嫁など企業間取引に係る各種相談への対応や裁判外紛争解決手続を行うため、各都道府県の下請企業振興協会の協力を得て、全国中小企業取引振興協会内におく本部と全国47都道府県に「下請かけこみ寺」を設置。

企業間取引に関する様々な相談に相談員等が応じます。
裁判外紛争解決（ADR）手続により簡易・迅速な紛争解決を行います。
相談費用や調停費用は無料です。



相談者（中小企業）

下請かけこみ寺

一般的な取引に関する相談

親事業者との交渉方法等、
適切な助言を行い、解決へと導く

下請代金支払遅延等防止法・独占禁止法に関する相談

法令違反が疑われる場合は、速やかに経済産業局に相談案件を取り次ぐ

裁判外紛争解決を希望する場合

希望者の所在地を勘案し、
調停人（弁護士）を紹介

無料弁護士相談を希望する場合

希望者の所在地を勘案し、
最寄りの弁護士事務所を紹介

運送業の取引に関する相談

適正取引相談窓口を紹介

建設業の取引に関する相談

駆け込みホットライン、建設業取引適正化センター
又は建設紛争工事審査会を紹介

3. 下請中小企業振興法スキーム

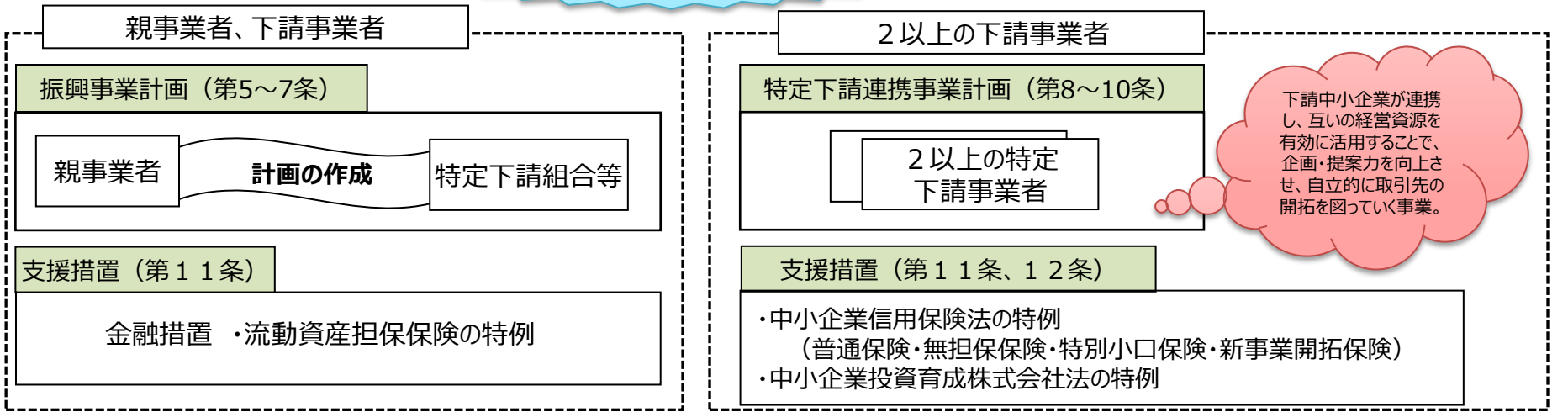
経済産業大臣による振興基準の作成（第3条）

- ①下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善
- ②親事業者の発注分野（下請事業者に対して何を発注し、親事業者自らがどのような物品を製造、修理し、どのような情報成果物を作成し又はどのような役務を提供するのかの区分）の明確化及び発注方法の改善
- ③下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化
- ④対価の決定の方法、納品の検査の方法、その他取引条件の改善
- ⑤下請事業者の連携の推進
- ⑥下請事業者の自主的な事業の運営の推進
- ⑦下請取引に係る紛争の解決の促進
- ⑧その他下請中小企業の振興のため必要な事項

公表

主務大臣による
指導・助言（第4条）

主務大臣は、業種所管 7 省庁（内閣府、総務省、財務省、厚労省、農水省、経産省、国交省）



下請企業振興協会（第15～16条）

各種支援

- ①下請取引のあっせんを行うこと
- ②下請取引に関する苦情又は紛争についての相談に応じ、その解決についてあっせん又は調停を行うこと
- ③下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行うこと

4. 振興基準及び主務大臣による指導、助言

(1) 振興基準の性格

- ①振興基準は、下請中小企業振興を目的として、経済産業大臣が定めることとしている（第3条第1項）。
- ②下請事業者の自助努力、親事業者による協力、相互協議に基づく適切な取引関係の構築等を規定しているが、これらは、親事業者と下請事業者との間におけるべき一般的な基準であり、望ましい取引関係を奨励しているもの。
- ③このため、主務大臣が事業者に対して指導・助言を行う際の根拠となっている（遵守しない事業者に対して行政処分を行うような性格は有していない。）。

(2) 指導・助言について

- ①主務大臣は下請中小企業の振興を図るために、必要に応じて事業者に対して振興基準に定める事項について指導・助言を行う（第4条）。

(3) 振興基準の周知等

- ①毎年末、経済産業大臣、業所管大臣の連名で関係事業団体あてに振興基準の遵守、下請事業者に対する配慮を要請（平成27年11月13日付けで864団体宛てに発出）。
- ②経済環境の変化等に対応した要請
平成21年3月24日「下請事業者への配慮等について」（景気の長期低迷に伴う年度末時の要請）
平成26年10月2日「原材料・エネルギーコスト増の影響を受ける下請事業者に対する配慮について」
平成28年4月25日「熊本県熊本地方の地震により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について」
- ③定点調査の実施
振興基準に照らした取引実態を定期的に把握するため、平成3年度から「発注方式等取引条件改善調査」を実施。

下請代金の支払い方法の改善

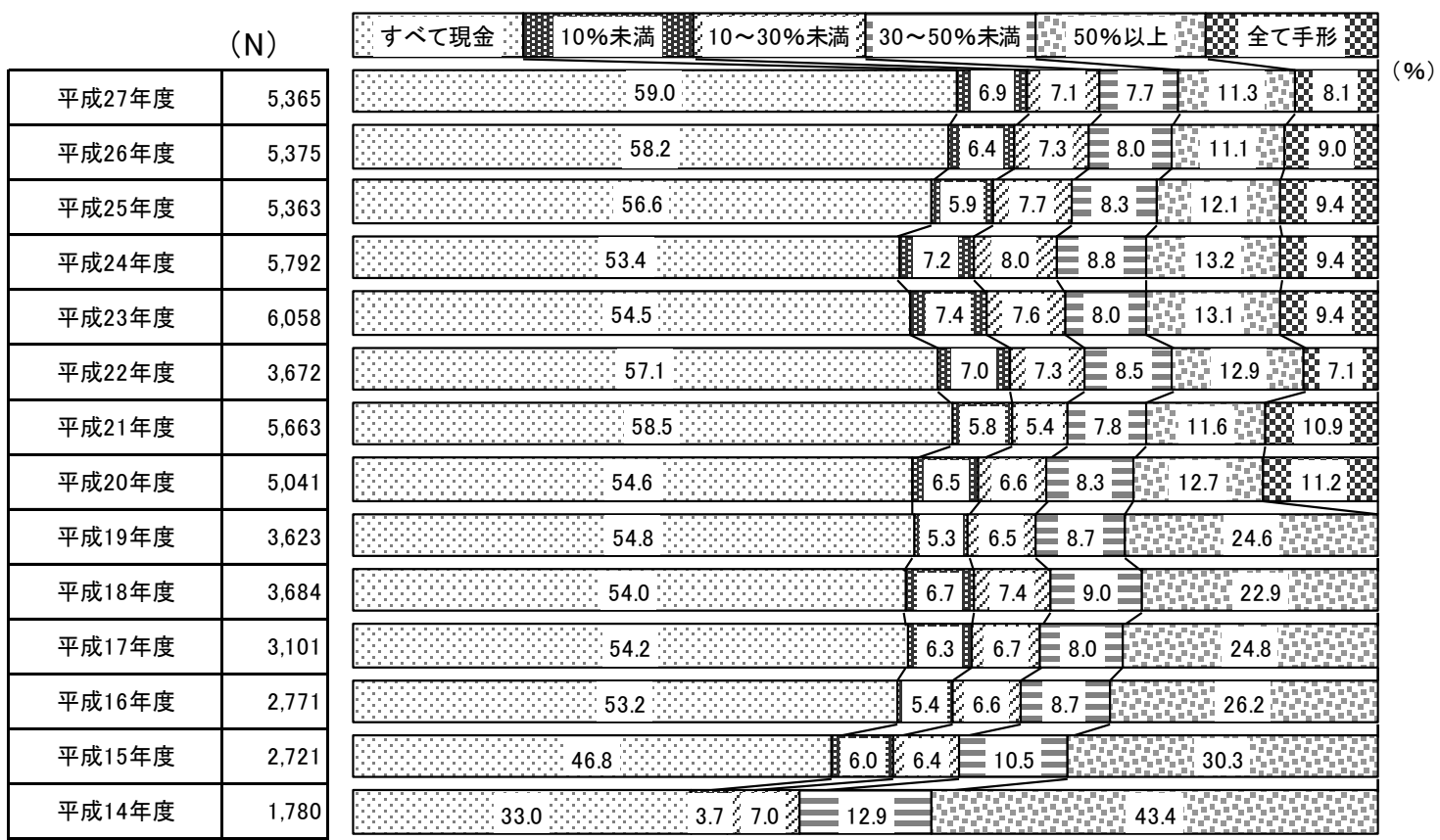
○振興基準 第4 4) 下請代金の支払方法の改善

- (1) 親事業者は、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り 速やかに、これを行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。
- (2) 親事業者は、下請代金を手形で支払う場合には、手形期間の短期化に努め、例えば、手形期間が60日を超える場合には60日以内となるようにするなど、段階的に手形期間の短縮に努めるものとする。また、親事業者が政府により標準手形期間が定められている業種に属するものであるときは、少なくとも当該手形期間を超えないものとする。

下請代金の受取方法（現金、手形）

● 下請代金の受取については、「すべて現金」の割合が59.0%となっており、その割合は増加傾向にある。

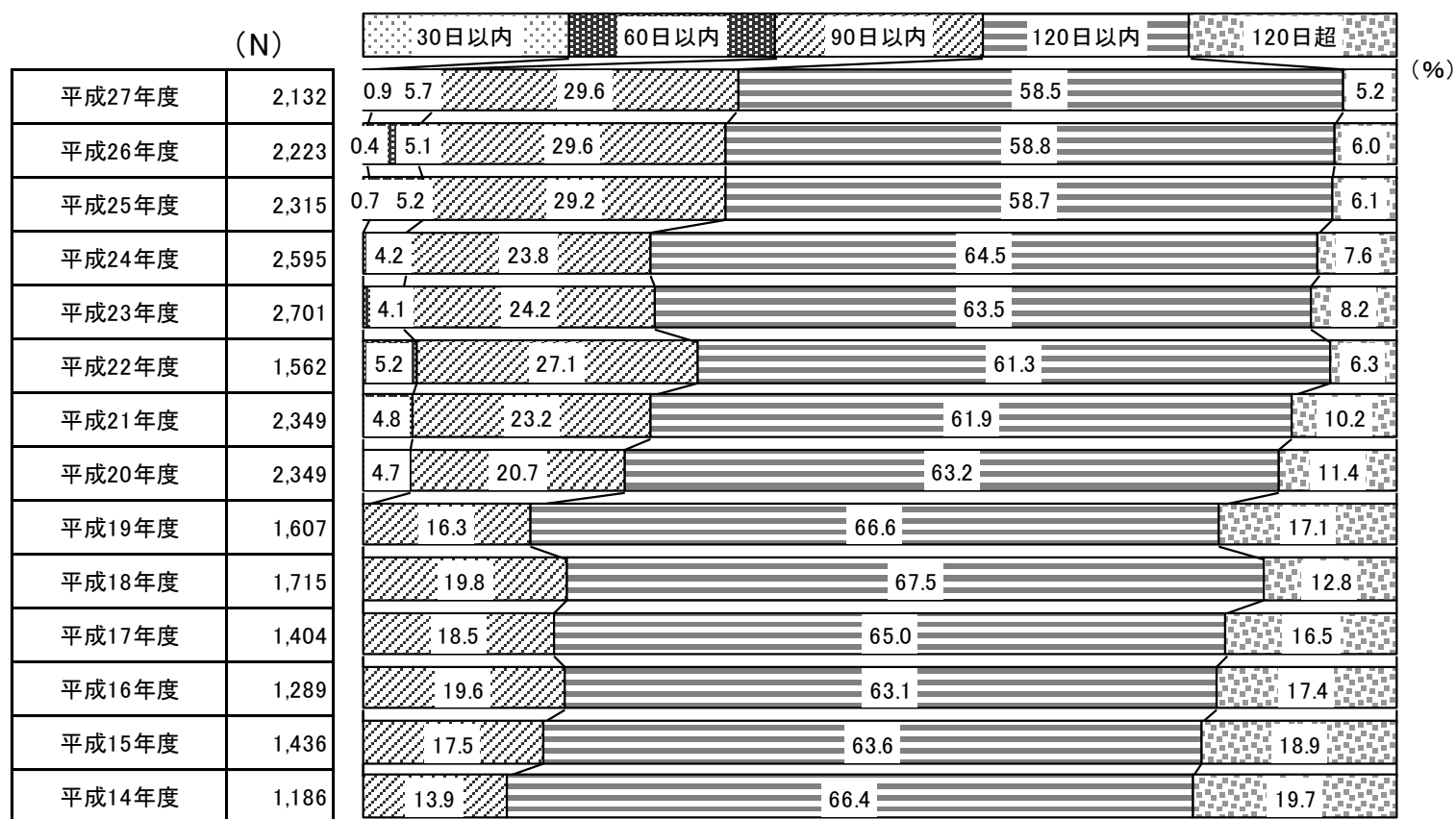
下請代金の手形割合-下請事業者（時系列、基数：全体）



手形サイト

- 下請代金の支払いに係る手形サイトは、段階的に短縮傾向にはあるものの、依然として90日超120日以内がおよそ6割を占めている。

手形サイトー下請事業者（時系列、基数：下請代金を手形で受け取っている下請事業者）



下請代金の支払い方法の改善

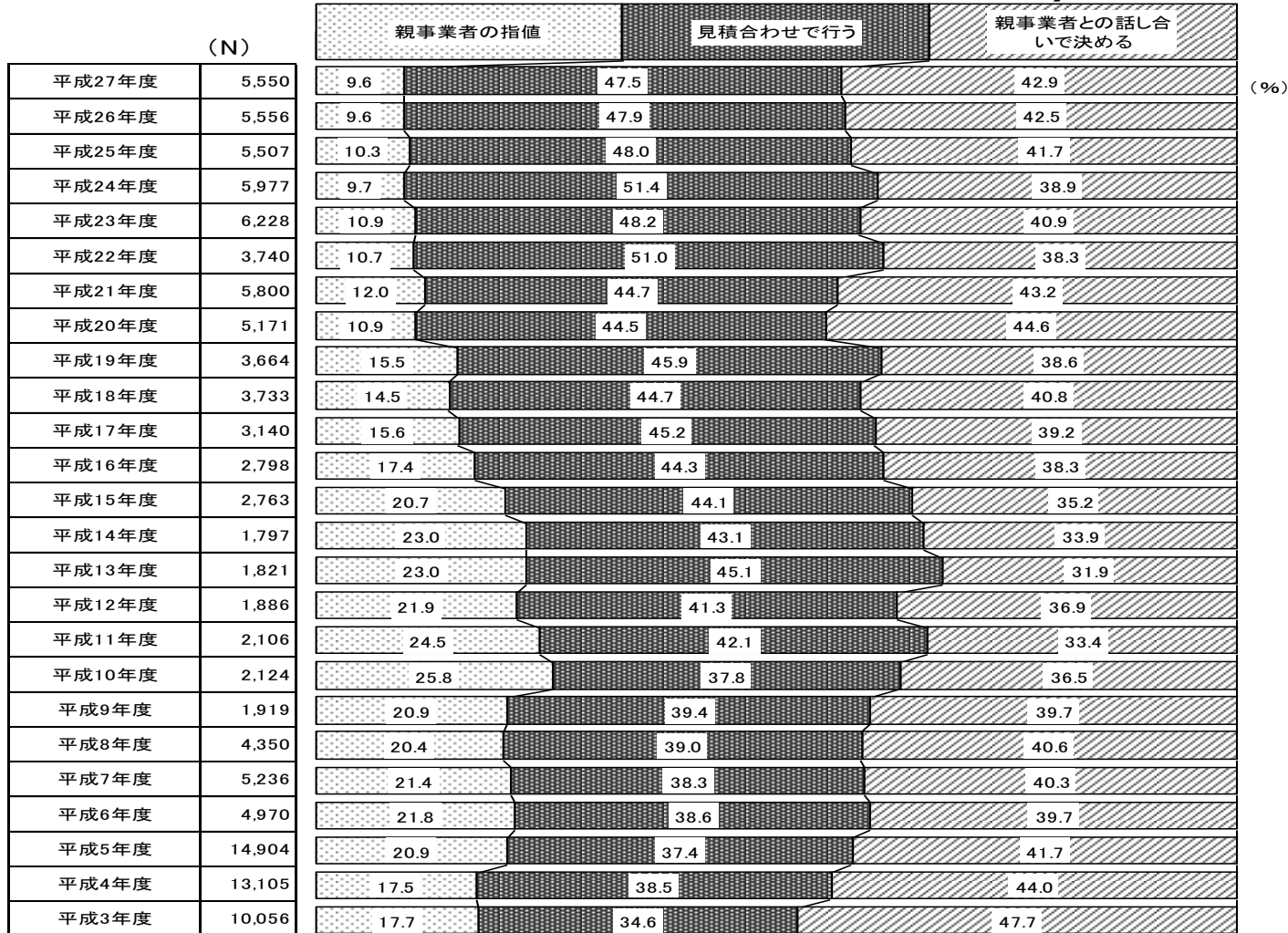
○振興基準 第4 1) 対価の決定の方法の改善

(1) 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。

取引対価の決定方法

- 親事業者との取引対価の決定方法については、「見積合わせで行う」の割合が47.5%と最も高く、次いで「親事業者との話し合いで決める」が42.9%

取引対価の決定方法-下請事業者（時系列、基数：全体）



5. 下請中小企業振興法、振興基準の改正の経緯

● 下請振興法の改正経緯

- ・昭和45年：制定
- ・平成15年：サービス業 等を含めた下請中小企業の振興を図るため、
 - ①振興の対象をサービス業等の下請中小企業に拡大
 - ②振興事業計画作成に係る業種指定の撤廃、任意グループの追加
 - ③売掛金債権担保保険の特例の導入、について改正。
- ・平成25年：2以上の特定下請事業者が連携し、互いの経営資源を有効に活用することで自立的に取引先の開拓を図っていく「特定下請連携事業計画」の認定及び支援措置について改正。

● 振興基準の主な改正経緯

- ・昭和45年：制定
- ・昭和61年：
 - ①オンライン発注等の情報化への対応
 - ②下請代金の支払方法等の取引条件変化への対応
 - ③親事業者の海外進出の進展等を踏まえた国際化への対応
 - ④親事業者の事業所の集約化に伴う移転等への対応
 - ⑤急激な経済情勢の変化への対応等について改正。
- ・平成3年：下請中小企業における人材確保のため労働時間短縮を進める観点から、
 - ①週末発注・週初納入等の労働時間短縮に妨げとなる発注の抑制
 - ②下請中小企業の計画的生産、生産平準化への協力等
 - ③納期の長短、納入頻度の多寡等を配慮した単価決定等について改正。
- ・平成15年：親事業者、下請事業者の範囲の拡大（サービス業等の追加）に伴い、製造業を念頭においた規定ぶりについてサービス業等についても適用し得るよう改正。
- ・平成25年：下請振興法改正に伴い、振興基準に追加すべき事項として定めた「特定下請連携事業計画」の認定基準や「下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項」等（親事業者の海外進出時の情報提供、親事業者は下請事業者の新たな取引先開拓時に不当な干渉を行わない、下請取引に係る紛争解決の促進等）について改正。